

平成24年12月第15回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成24年12月19日第15回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 13番 | 熊澤勇 | 14番 | 佐藤アヤ |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 15番 島田金一

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長	
商 工 観 光 課 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
復 興 ま ち づ くり 課 長	高 橋 伸 幸	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規	兼 庶 務 班 長	

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度亶理町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 3 議案第 95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第 96号 財産の無償譲渡について
- 日程第 5 議案第 97号 工事請負契約の締結について（平成24年度亶理町立長瀨小学校校舎外解体災害復旧工事）
- 日程第 6 議案第 98号 工事請負契約の締結について（平成24年度亶理町立荒浜中学校校舎外解体災害復旧工事）
- 日程第 7 議案第 99号 工事請負契約の締結について（平成24年度地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事 H24（復交））
- 日程第 8 議案第100号 工事請負契約の締結について（平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事 H24（復交））
- 日程第 9 議案第101号 工事請負契約の締結について（平成24年度吉田体育館災害復旧工事）
- 日程第10 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成24年度荒浜体育館災害復旧工事）
- 日程第11 議案第103号 工事請負契約の締結について（平成24年度亶理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復交））
- 日程第12 議案第104号 工事請負変更契約の締結について（平成23年度23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場機械設備

災害復旧工事)

- 日程第 1 3 議案第 1 0 5 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 3 年度
2 3 都災第 2 9 5 3 号荒浜雨水ポンプ場電気設備
災害復旧工事)
- 日程第 1 4 議案第 1 0 6 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 3 年度
2 3 都災第 2 9 5 5 号荒浜排水区幹線管渠災害復
旧工事)
- 日程第 1 5 議案第 1 0 7 号 工事請負変更契約の締結について (平成 2 3 年度
2 3 都災第 2 9 5 9 号荒浜排水区流入渠災害復旧
工事)
- 日程第 1 6 議案第 1 0 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 9 号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 0 号 平成 2 4 年度亘理町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 1 9 議案第 1 1 1 号 平成 2 4 年度亘理町国民健康保険特別会計補正予
算 (第 3 号)
- 日程第 2 0 議案第 1 1 2 号 平成 2 4 年度亘理町公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 2 1 議案第 1 1 3 号 平成 2 4 年度亘理町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 1 1 4 号 平成 2 4 年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 1 1 5 号 平成 2 4 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 1 1 6 号 平成 2 4 年度亘理町水道事業会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 2 6 議発第 2 号 亘理町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議発第 3 号 亘理町議会会議規則の全部を改正する規則

日程第 28 議発第 4 号 亙理町議会委員会条例の全部を改正する条例

日程第 29 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第 30 委員会の閉会中の継続審査申し出について

午前 10 時 00 分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、15 番 島田金一議員から欠席の届け出があります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、2 番 高野孝一議員、3 番 熊田芳子議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第 1、議員提出議案についてであります。議員から、条例案 3 件が提出されております。

第 2、各常任委員会、議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第 3、総務常任委員会から付託案件審査について、閉会中の継続審査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度亙理町一般会計補正予算（第 7 号））

議長（安細隆之君） 日程第2、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成24年11月21日、平成24年度亘理町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めます。

続いて専決処分書になります。

次ページをお願いいたします。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第7号）については、平成24年11月16日衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙が平成24年12月16日執行されるに当たり、補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、内容につきましては、一般会計補正予算書（第7号）で説明させていただきますと思います。

補正予算書（第7号）でございます。

予算書の1ページでございます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第7号）でございますが、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,811万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815億4,411万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきしたいと思います。

歳出でございますが、先ほども申し上げましたとおり、衆議院の総選挙に伴います事務経費というようなことで、ここに記載のあります職員手当等から備品購入費までの額といたしまして1,811万2,000円を増額補正したものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページ、8ページをお開きいただきしたいと思います。

いますが、1目の総務費委託金といたしまして、歳出同額の1,811万2,000円を増額補正したものでございますが、右側説明にございます、それぞれの委託金の合計というふうな内容となっております。

以上でございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この衆議院議員選挙なんですけれども、各投票所に結構高齢の方が来ていらっしゃるしまして、手すり等、そういうのの金額というのはこの中に入っているのでしょうか。本当に投票率の下がっている中で、そしてもっと高齢化が進んでいるというそういう状況でもありますので、投票所のこれからもうちょっと投票しやすい環境づくりが今後必要だと考えますが、その点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今回の1,811万2,000円の中にバリアフリー的な施設の委託料というか、例えば備品購入とかそういうものについては、公共施設についてはほとんど手すりとかバリアフリーで段差のない状態に施設は改善されておりますので、そういうところは設置しておりません。設置する必要性のあるのは、例えば期日前投票所、この東側に設置しましたが、ここには従来からバリアフリーのためのスロープとか手すりは事前にもう準備されておりますので、それらを利用して実施したということでございまして、今回は費用は計上されております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私は、鹿島の保育所での投票をしてきましたけれども、その中で、お年寄りの方、そこは靴を脱いで入ってくる投票所になっておりますけれども、本当に「肩かしてちょうだい」とか、「手を持ってちょうだい」とかと、本当に靴を履くとき等、大分手をかさなくてはならないような方がいらっしゃいました。ぜひ手すりが欲しいというそういう声を聞いてまいりましたので、ぜひその投票所の状況を、来年参議院選挙も控えておりますので、確認をしていただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 要望ですか。

14番（佐藤アヤ君） はい。

議長（安細隆之君） では、総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今ご指摘の逢隈第2投票所、鹿島の保育所ですと、そういうことがあるということ、なかなか厚く施設内に手すり、段差解消できないもの、ですから、会場整理というのを職員1名を配置して、できるだけ体の不自由な方の対応をさせていただいておりますので、そういうところどころには、そういうふうに職員を会場係ということで配置しておりますので、御了解していただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認すること決定いたしました。

日程第 3 議案第95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、議案第95号についてご説明を申し上げます。

議案第95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

その蚕業会館条例については、平成元年4月1日より施行してまいりました。こ

の当時は、産業の振興や町民の教養の向上、そして地域農業の発展を目的に設置されておりました。そういうことの所期の目的を達成したことで、地区の集会所として無償譲渡するために、亶理町蚕業会館条例を廃止するものであります。

附則としまして、1、施行期日、この条例は、平成25年1月1日から施行する。

2、亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例の一部の改正。

亶理町暴力団の利益になる公共施設の使用制限に関する条例（平成21年度亶理町条例第27号）の一部を次のように改正します。

それでは、新旧対照表を見ながらご説明してまいります。

この中の現行第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とするものであります。

以上、議案第95号についてご説明終わります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 亶理町蚕業会館条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第96号 財産の無償譲渡について

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第96号 財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、議案第96号についてご説明申し上げます。

財産の無償譲渡につきましてでございますが、先ほど議案第95号で提案した内容により、南町南区、南町北区の地域自治管理上の拠点の施設として活用に寄与するもので、南町南区、南町北区の自治組織に無償譲渡することについて、地方自治法の第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 譲渡する財産

名 称 亘理町蚕業会館

所 在 地 亘理町字堀の内146番地

構 造 木造2階建てでございます。

これは、昭和53年に建てられ、築34年の建物でございます。

延べ面積 270平米です。

内訳は、会館が223平米、あと倉庫が47平米の270平米でございます。

2 譲渡の相手方

名 称 南町南・北区会であります。

以上、議案96号についてご説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 南町南、南町北に無償譲渡するわけでありましてけれども、南町南、南町北の世帯数と人口をわかれば述べてください。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 南町南が172世帯、南町北が202世帯で、374世帯でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 南町地区の世帯別人口はわかりますか。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 済みません。資料を持ち合わせておりませんので、後でご説明申し上げます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 南町南、南町北に譲渡するわけですが、そうしますと、集会

所建設事業補助金の対象にはなりますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 将来、改修が必要になれば、集会所の補助金要綱に基づいて補助することは可能でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 財産の無償譲渡についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 財産の無償譲渡についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第97号 工事請負契約の締結について（平成24年度 亘理町立長瀬小学校校舎外解体災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第97号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第97号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成24年度 亘理町立長瀬小学校校舎外解体災害復旧工事

2 請 負 金 額 1億815万円

なお、落札率につきましては、95.15%でございました。

3 契約の相手方 亘理町長瀬字南原193番地の133 株式会社渡辺工務店
次のページをお願いいたします。資料でございます。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

この際の条件の主な内容でございますが、名取市、岩沼市、亘理町、山元町に本店を有する事業者で、建築工事業または土木工事業、とび・土工工事業のいずれかについて特定建設業の許可を受けている者。同じく、建築工事業または土木工事業、とび・土工工事業のいずれかについて総合評定値が700点以上の者であるというのが、主な条件でございます。

入札業者名 株式会社八木工務店、株式会社阿部工務店、株式会社渡辺工務店、田中建材輸送株式会社、阿部春建設株式会社、株式会社斎藤工務店の6社でございました。

入札回数 1回

工事場所 亘理町長瀬字南原193番地の1

工事内容 東校舎解体工事、西校舎解体工事、渡り廊下解体工事、倉庫解体工事、浄化槽解体工事、東校庭・西校庭ネットフェンス解体工事、東グラウンド盛り土工事。

なお、詳細については、ここに記載のとおりでございます。

工期でございますが、平成24年12月20日から平成25年3月22日までとなっております。

なお、次ページ以降につきまして、位置図、配置図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今、長瀬小学校の解体工事が始まるわけでありましてけれども、承認なれば。今、あそこの西側で長瀬小、現在の小学校のグラウンドを使用している団体がいろいろあります。それから、長瀬小の体育館を使用している生涯学習スポーツ、こういった方々の安全確保について、1つは、どのように考えているのか。

そしてまた、ダンプの交通量が言ってみますと、いちご団地の造成工事、それか

ら舟入川の造成工事、それから瓦れきの運搬、それから、これから入るであろう二線堤のいろんな調査も入ってきますけれども、そういったダンプの交通量がたくさん多い。その辺の安全対策について、まず一つ考えをお聞きしたい。

それから、もう一つは、跡地利用については現段階でどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、私のほうからダンプ車両の安全対策についてお答えを申し上げます。

今現在、町内には海岸堤防、そしてまた阿武隈川の堤防、さらにはいちご団地、いろいろな関係機関の発注するダンプが通行してございます。町内には4カ所の土場から運んでおります。そのために、担当課としましては工事安全協議会連絡会、このような組織をつくってございます。これは、ことしの10月11日の日から設立したわけでございます。

その内容につきましては、まず、どの関係のダンプがどのルートを通っているか。そして、どの路線が一番多いか。このようなものを把握するためでございます。そして、どの月が一番多いか。どのルートが一番多いか。このような調整をするためでございます。絶えず発注機関のほうには、この組織は発注者間の組織でございます、だから、国土交通省、農林水産省、そしてまた農林水産課、それでもって住民からどのような苦情があるのか。その苦情を処理するための組織でございます。毎月第2、第4木曜日の10時から開催してございます。そのような苦情処理をなるべく少なくするための組織でございます。当然このダンプの車両台数によっては苦情処理もございますので、そのような連絡、調整をとって少なくするように対応したいと、このように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、体育館と校庭の貸し出しの件について、先にお答えします。

今現在、校庭のほうにつきましては、スポーツ少年団の野球、さらにはグラウンドゴルフ、そういったところを生涯学習課のほうにお願いをして貸し出しをさせていただいております。体育館につきましては、バレー、卓球等々があるようです。

こういった状況の中でやはりスポーツする施設が、きのうも質問にありましたとお
りございません。そういったことから、何とか長瀬小学校の校庭と体育館をうまく
活用したいということで、生涯学習課にお願いをして貸し出しをしている次第で
ございます。

ただ内容的には、これからは先ほど言いましたとおり工事が入ってきます。やっ
ぱり工事が入りますと工事車両がどうしても出入りが頻繁になるということで、ど
こかで貸し出しをとめなければならないかというふうに思っております。ただ、で
きれば私どもとしましてはぎりぎりまでお貸ししたいなど。例えば校庭についまし
ては、できれば校舎が解体されまして跡地のほうがきれいになれば、そういったと
ころで暫定的にまた校庭を使っていただくという方法もあるのかなど。体育館につ
きましても、校舎が結局できるまでは、本当に言えば使えることは使えるん
ですね。ただ一番心配なのは、今申し上げたとおり工事車両とのバッティング、これが
心配なわけです。これがスムーズに行くようであれば、ぎりぎりまでお貸ししたい
なというふうには考えております。

次に、2番目の跡地利用の件ですけれども、この跡地利用につきましては、まだ
学務課としては正式には考えてございません。ただ、今申し上げましたとおり、や
はり地域のスポーツ利用というのができないという状況がありますし、団体にも使
えないという状況がいっぱいあるものですから、その辺を勘案して、できれば先ほ
ど申し上げましたとおり、跡地を当面の間そういったスポーツ団体、グループにお
貸しできればと、このように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この解体した瓦れきですね。瓦れきの処理については、どのような
処理の方法、再利用をするのか。適当な埋立地に埋めるのか。その辺の利用方法に
ついて伺います。

加えて、荒浜中学校も瓦れき出るし長瀬小学校も出ると、相当量の瓦れきが発生
します。瓦れきの利用方法について伺います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えをいたします。

まず、校舎、長小につきましては、ごらんとおりの東、西、廊下、倉庫、浄化
槽、あとネットフェンス、このように解体するわけでございまして、当然瓦れきが

出ます。この瓦れきをまず分別します。分別の方法は9種類に分かれます。コンクリート、木、石こうボード、アスファルト、プラスチック、ガラス、陶土、鉄くず、アルミ、このような9種類に分別をしまして、当然再利用できるものは再利用する。このようなことをございまして、持っていく場所につきましては、これは業者さんで決めることとなります。このように再利用できるものは再利用する、このような方法をございます。以上をございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第98号 工事請負契約の締結について（平成24年度
亘理町立荒浜中学校校舎外解体災害復旧工
事）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第98号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第98号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成24年度亘理町立荒浜中学校校舎外解体災害復旧工事

2 請 負 金 額 9,345万円

落札率が80.95%でございました。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字水神62番地 株式会社阿部工務店

資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

この条件につきましては、前の議案97号と同様の条件でございます。

入札業者名 株式会社八木工務店、株式会社阿部工務店、阿部春建設株式会社、株式会社渡辺工務店、株式会社斎藤工務店の5社でございました。

入 札 回 数 1回

工 事 場 所 亘理町荒浜字東木倉70番地の1

工 事 内 容 校舎解体工事、屋内運動場解体工事、倉庫解体工事、部室解体工事
でございまして、なお、詳細については記載のとおりでございます。

工期でございますが、平成24年12月20日から平成25年3月22日まででございます。

なお、次ページ以降に位置図、配置図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 99 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度
地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事
H 2 4（復交））

議 長（安細隆之君） 日程第 7、議案第 99 号 工事請負契約の締結についての件を議題と
いたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第 99 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げま
す。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとする。

1 工 事 名 平成 24 年度 地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事 平
成 24 年復交

これは吉田の改善センターでございます。

2 請 負 金 額 5,565 万円

落札率が 97.37% ございました。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字水神 62 番地 株式会社阿部工務店

それでは、資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成 24 年 11 月 30 日

入札の方法 条件つき一般競争入札

この条件の主な内容でございますが、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
に本店を有する事業者で、建築一式工事について特定建設業の許可を受けている
者、及び建築一式工事について総合評定値が 700 点以上の者というのが、主な条件
でございます。

入札業者名 株式会社阿部工務店、株式会社渡辺工務店、阿部春建設株式会社、
田中建材輸送株式会社、株式会社斎藤工務店の 5 社でございます。

入 札 回 数 1 回

工 事 場 所 亘理町吉田字大塚 185 番地

工 事 内 容 外部復旧工事、内部復旧工事、外構復旧工事で、詳細については記

載のとおりでございます。

工期でございますが、平成24年12月20日から平成25年3月22日までとなっております。

次ページ以降に配置図、平面図、立面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第100号 工事請負契約の締結について（平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事 H24（復交））

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第100号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第100号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成24年度 地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事 平

成24年復交

2 請負金額 6,195万円

落札率が95.41%でございました。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字水神62番地 株式会社阿部工務店

資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

条件につきましては、前の議案の99号と同様の条件でございます。

入札業者名 株式会社阿部工務店、阿部春建設株式会社、田中建材輸送株式会社、株式会社渡辺工務店、株式会社斎藤工務店の5社でございました。

入札回数 1回

工事場所 亘理町荒浜字中野33番地

工事内容 外部復旧工事、内部復旧工事、外構復旧工事で、詳細については記載のとおりでございます。

なお、工期につきましては、平成24年12月20日から平成25年3月22日までとなっております。

次のページ以降に、同様に配置図、平面図、立面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） この工事中に、今現在入っている荒浜支所の方々とまちづくり協議会の方々のお仕事は並行して行われるのでしょうか。それとも、別にどこかに移動するのでしょうか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、お答えいたします。

まず、基本的には、荒浜の勤労青少年ホーム1階でございます、直すのは。今現在住んでいるのは、2階にまちづくり協議会の事務局と支所の事務局です。そのため、1階を直すときに通路の分は支障のないようにしたいなど、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第101号 工事請負契約の締結について（平成24年度吉田体育館災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第101号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第101号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成24年度 吉田体育館災害復旧工事
- 2 請 負 金 額 1億395万円

落札率につきましては、95.67%でございました。

- 3 契約の相手方 亘理町荒浜字水神62番地 株式会社阿部工務店

それでは、資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

この条件につきましては、前の99号、100号の議案と同様の条件でございます。

入札業者名 株式会社阿部工務店、田中建材輸送株式会社、阿部春建設株式会社、株式会社渡辺工務店、株式会社斎藤工務店の5社でございました。

入札回数 1回

工事場所 亘理町吉田字大塚172番地

工事内容 外部復旧工事、内部復旧工事。

詳細につきましては記載のとおりでございます。

工期でございますが、平成24年12月20日から平成25年3月22日までとなっております。

同様に、次ページ以降に配置図、平面図、立面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成24年度荒浜体育館災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第102号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第102号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

ます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成24年度 荒浜体育館災害復旧工事

2 請 負 金 額 7,875万円

今回の落札率につきましては、95.02%でございました。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字水神62番地 株式会社阿部工務店

それでは、資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

この条件につきましては、前の3議案と同様の条件でございます。

入札業者名 株式会社阿部工務店、阿部春建設株式会社、田中建材輸送株式会社、株式会社渡辺工務店、株式会社斎藤工務店の5社でございました。

入 札 回 数 1回

工 事 場 所 亘理町荒浜字中野33番地

工 事 内 容 外部復旧工事、内部復旧工事。

詳細については記載のとおりでございます。

工期が平成24年12月20日から平成25年3月22日まででございます。

次ページ以降に、同様に配置図、立面図、平面図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今まで工事請負契約が8本ほど出たんですけれども、この中で阿部工務店さんが7本、あとは渡辺工務店が1本。工期は3月22日。そのような内容ですけれども、事業のボリュームそれらを精査して、何ぼ一般競争入札とはいえ、工期内に実際物理的にこれが完了するのかと少し疑問を持っているんです。このように1社に偏る。何ぼ建設工事の一般競争入札を入札回数3回、点数700点以上というような形でやっているようなんですけれども、こういうふうに1社が7本をとってしまうと、発注側からする心配は予定どおり進むのかと、そういう懸念は持ちませんでしたか。そこを、まず質問します。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） この入札についてはルールどおり行ったというようなこと
ございまして、あと、なお、この入札後に担任の者が意思確認といいますか話をし
まして、大丈夫、できるというふうな判断で参加をしたというふうな回答をいた
だいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 工事監督者というのは、1人が今兼任できるように緩和されてい
るようすけれども、この工事が本当に安全でその期間内に施工されるかという疑問
というのは、なかなか拭い去れないところがあるんです。やっぱり一般競争入札の
原理で落ちるところに落ちたのは、それはいいですけれども、ある程度物理的に、
それぐらいの阿部工務店さんはスタッフを持っているのだろうか。そのほかの工事
もやっているわけです。多分、町の発注からも十分工事は阿部工務店さんに請負と
いうところがあると思いますので、荒浜小学校ですか。その他も当然、今度集団住
宅の盛り立て工事も受注なさるようすけれども。そういう形でそこに随分負担、
しわ寄せが行っているのを皆さんほかの業者は手いっぱい皆手を挙げないのか。
その辺の調整はできないのか。他町村に移った場合はできないんだと言われるん
ですけれども、そういううまくバランスのとり方というものを、工期内完成を目指
すのが、やっぱり執行部としての考え方とだと思えるんですけれども、その辺につ
いて。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まずもって調整はできません。我々の入札のほうで問題がな
ければ、このとおり入札を執行するということがまず1つと。先ほど申し上げまし
たとおり、確認した段階で、できるというふうなことでございますので、入札の段
階で何点とったからというようなことでとめるということもできないということも
現実でございます。ただ、繰り返しになりますけれども、我々も本数が多いなとい
うことがございまして、直接、大丈夫ですかというふうなことで確認をとった結
果、できるというふうな判断でもって参加したというふうな言葉ももらってお
りますので、今後、工事の進捗状況を見ながら、あとは担当課と協議しながら進めてま
いりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） それはいいんですけども、最終的に3月22日の工期に終わらない場合は繰り越し措置をするとか、そういう考えまで持っているんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 相当の理由があれば、当然これまでも行ってきたように繰り越しがあり得ると思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第103号 工事請負契約の締結について（平成24年度互理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第103号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第103号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成24年度 互理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復

交)

2 請負金額 7,245万円

落札率が98.82%でございます。

3 契約の相手方 亶理町荒浜字水神62番地 株式会社阿部工務店

それでは、資料でございます。次のページをお願いいたします。

入札年月日 平成24年11月30日

入札の方法 条件つき一般競争入札

今回の条件につきましては、亶理町内に本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること。また、同じく土木一式工事について総合評定値が700点以上の者であることというふうな条件でございます。

入札業者名 株式会社八木工務店、株式会社阿部工務店、田中建材輸送株式会社、阿部春建設株式会社、株式会社渡辺工務店、株式会社斎藤工務店の6社でございました。

入札回数 2回

工事場所 亶理町荒浜字西木倉地内 外

工事内容 盛り土工及びL型擁壁工でございます。

詳細は記載のとおりでございます。

工期でございますが、平成24年12月20日から平成25年3月22日までとなっております。

右側に位置図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 盛り土するということで、またあのダンプで幹線道路なり渋滞とかなるという可能性もあると思うんですけども、ちなみにこのあしたから工事を請け負って3月22日までの終了の間に、延べでダンプが何台往復するのか。1日何回どこの土場からどの道路を通过这个の場所に土を持ってくるのかを、伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回のこの荒浜地区に建設を予定しております災害公営住宅の集合型タイプ、これの設置工事ということでの土場からの運び出しとか、

そういった工事車両の動向につきましては、正確な部分についてはまだ業者のほうと詰めてございません。ただ、今後町のほうで主催しておりますその工事安全協議会、そういった部分としっかり連携を図らせていただきながら、いわゆる工事区域、あるいは運行範囲の中での安全確認をしっかりとりながら対応していきたいというのが1点。

それからあと、そういった安全確認をとりながら運行するというのもございますので、それに支障のないような運行回数、それとこの工期間の中での対応等を、これから十分話を詰めながら今後工事を進めてもらうようにしようというふうに考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） まだ決まっていないので仕方ありませんので、わかり次第、議会のほうに報告していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） はい、その辺の状況がわかりましたら、またご報告させていただきます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） これの入札回数ですが、2回ということになりました。このいきさつをご説明いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 1回目に予定価格に達しなかったためでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第104号 工事請負変更契約の締結について（平成23年度23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第104号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成23年12月14日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 平成23年度23都災2953号荒浜雨水ポンプ場機械設備災害復旧工事
- 2 請 負 金 額 変更請負金額でございますが3億7,408万4,550円で、4,438万4,550円の増額となっております。
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
株式会社クボタ 東北支店

次のページ、資料をお願いいたします。

変更の工事の概要でございますが、この升の中にありますが、3号ポンプ整備工が交換部品が2カ所増、それから5号ポンプ整備工が交換部品4カ所増、6号ポンプ整備工が交換部品4カ所増と、それぞれの数の増による変更でございます。

工期でございますが、終期が平成25年2月28日から平成25年3月31日までの変更でございます。

次のページ以降に平面図と詳細図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第105号 工事請負変更契約の締結について（平成23年度23都災第2953号荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第105号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第105号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成23年12月14日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成23年度23都災2953号荒浜雨水ポンプ場電気設備災害復旧工事

2 請負金額 変更請負金額でございますが、2億1,124万8,450円で、1,069万8,450円の増額となっております。

3 契約の相手方 仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
メタウォーター株式会社 東北営業部

資料、次のページをお願いいたします。

変更の工事の概要でございますけれども、この表では一番下のほうになります
が、電気機器基礎架台、鋼製でございます、高さが15センチから40センチに変
更。同じく点検歩廊、しま鋼板、これは通路でございますけれども、46平方メー
トルから82平方メートルに変更となっております。

工期につきましても、終期が平成25年2月28日から平成25年3月31日と変更にな
っているものでございます。

次ページ以降に平面図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたしま
す。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 工事請負変更契約の
締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第106号 工事請負変更契約の締結について（平成2
3年度23都災第2955号荒浜排水区幹
線管渠災害復旧工事）

議 長（安細隆之君） 日程第14、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件を
議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議案第106号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し
上げます。

平成24年2月10日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成23年度23都災2955号荒浜排水区幹線管渠災害復旧工事

2 請 負 金 額 変更請負金額でございますが、8,354万5,350円で、857万5,350円の増額となっております。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字御狩屋159-52 株式会社八木工務店

資料でございます。次のページをお願いいたします。

変更の工事の概要でございますが、真ん中のほうになりますけれども、復旧工といたしまして幹線管渠復旧、この高さが1.5メートルから2.4メートルに変更。同じくウェルポイント工、1組が2組に変更となっております。

工期につきましても、終期が平成24年12月27日から平成25年2月28日までの変更となったものでございます。

右ページには位置図をつけてございます。

以上で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第107号 工事請負変更契約の締結について（平成23年度23都災第2959号荒浜排水区流入渠災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第107号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第107号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成24年2月10日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

1 工 事 名 平成23年度23都災2959号荒浜排水区流入渠災害復旧工事

2 請 負 金 額 変更請負金額でございますが、8,592万3,600円で、1,389万3,600円の増額となっております。

3 契約の相手方 亘理町荒浜字御狩屋159-52 株式会社八木工務店

右側資料でございますが、変更工事の概要でございますが、仮設工、鋼矢板でございますが、108枚から452枚への変更。同じくウェルポイント工、1組が2組に変更となっておりますのでございます。

工期につきましても、終期が平成24年12月27日から平成25年1月31日までと変更になっております。

次ページには位置図を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第108号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第108号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の61ページをお開き願います。

議案第108号 町道の路線認定について説明を申し上げます。

今回の町道の路線認定の目的は、現在計画しております常磐自動車道仮称亙理スマートインター整備事業の実施に伴い、国土交通省に対して連結許可申請を本年度中に行うことから、道路認定をあらかじめ行うものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。なお、認定する路線は2路線でございます。

最初に、路線番号411については、路線名が亙理スマートインター線でございます。

起点については、逢隈高屋字新谷地165-1地先から、終点は逢隈高屋字新谷地163-1地先でございます。

次のページには、町道路線認定箇所図がございます。

場所については、高屋区内にあるコンビニから主要地方道相馬亙理線を南に約670メートルのところに、仮称でございますが亙理スマートインターを設置するため、東西の荒浜江下線からゲートまでのUターンの往復路線であり、道路延長は計画では約250メートル、幅員は約7.5メートルでございます。丸印が起点であり、そして矢印が終点でございます。なお、ゲートより北側についてはネクスコにおいて工事する計画でございます。

前のページに戻りまして、路線番号695についても同じく亙理スマートインター線南の東西の路線であり、路線名が荒浜江下線でございます。

この路線については、避難道路として荒浜から高屋区内を通過して工業団地、江下線、囲いでございますが、この工業団地までの区間でございますが、今回はその一部であり、起点については逢隈高屋字鳥の海6-10地先から、終点は逢隈高屋字

新谷地173-3地先でございます。

箇所図につきましては63ページをお開き願います。

主要地方道相馬亙理線から常磐自動車道までの東西の区間であり、道路延長は計画では約200メートル、幅員は約12.0メートルでございます。丸印が起点であり、そして矢印が終点でございます。

以上で、議案第108号についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第109号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） なお、当局からの指定管理者選定委員会の経過についての補足説明の申し出があります。これを許可します。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、提案に至るまでの指定管理者選定委員会の経過についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の指定につきましては、平成24年9月4日及び11月12日の両日

に開催されました亙理町指定管理者選定委員会において審議の結果、浜吉田西区に選定されまして、その内容について答申をいただいておりますということでございます。

以上、報告をいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第109号 公の施設における指定管理者の指定について説明を申し上げます。今回の指定管理者の指定の目的は、JR常磐線が来春には浜吉田駅まで業務再開の見込みとなったことから、これまで浜吉田西区に管理委託しておりました浜吉田駅西自転車等駐車場について、以前の実績を踏まえ、引き続き同区に対して指定管理者の指定を行うものでございます。

公の施設における指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1 公の施設の名称 浜吉田駅西自転車等駐車場

2 指定管理者となる団体 亙理町吉田字下新道26番地の2

浜吉田西区

3 指定の期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

以上で議案第109号についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 公の施設における指

定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、先ほど鞠子議員の質問に対して答弁があります。農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほど、鞠子議員のほうから南町南、南町北の世帯別人口についてお尋ねがありました。

それでは、お答えします。南町南につきましては531名、南町北につきましては603名で、合計1,134名でございます。以上でございます。

日程第18 議案第110号 平成24年度亘理町一般会計補正予算
(第8号)

議長（安細隆之君） それでは、日程第18、議案第110号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第110号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ113億5,981万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ929億393万3,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。20ページ、歳出でございます。

初めに、1款1項1目の議会費41万6,000円の減額でございますが、これにつきましては人件費の補正でございますが、各款にわたり今回人件費の補正がございます。これは、4月以降の職員の異動、任期つき職員の採用、並びに共済組合負担金の見直し等による増減でございますので、個別の説明については省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、2款総務費1項1目一般管理費3,061万9,000円の増額補正ですが、右側説明の下のほうになりますけれども、19節負担金補助及び交付金3,081万5,000円の増額ですが、これにつきましては、鷺屋区と長瀬浜区の集会所の新築、それから柴町区の集会所のこちらは改修工事の合計の補助金でございます。

その下になります扶助費1,342万円の減額補正でございますが、これは職員の子ども手当分でございますが、当初、指導によりまして扶助費で予算措置しておりましたが、手当で予算化するというふうになったことから今回減額しまして、上のほうにございます職員手当に組み替えを行ったものでございます。

一番下になります。2目文書広報費162万円の増額ですが、説明につきましては次のページをお願いいたします。右側、説明の一番上になりますけれども、震災復興支援番組放送事業委託料というふうなことで、仙台エフエムのほうに週1回1時間の亘理町に関する番組の制作と放送を委託するというふうな内容のもので、次年度からの放送を考えておまして、その準備作業にかかります委託料でございます。なお、費用につきましては、全額県の重点分野雇用創出事業、いわゆる緊急雇用創出事業を活用する計画でございます。

同じく5目財産管理費300万円の増額でございますが、これにつきましては、役場仮庁舎の建築確認申請に伴います独立基礎等の設置工事費でございます。

6目企画費299万6,000円の増額ですが、辺地共聴施設新設整備事業補助金というふうなことで、これはテレビのデジタル化に伴います難視地区の共同受信アンテナの設置補助金でございますが、共聴場を割山手前の愛宕前地区の5世帯で設置するものでございます。なお、これにつきましては1世帯7,000円の負担がございますが、残り全額が補助されるというふうな内容でございます。

次に、12目基金管理費94億8,598万1,000円の増額ですが、初めに7震災復興基金費でございますが、皆様から頂戴いたしました寄附金のうち、東日本大震災復興資金というようなことでいただきました27件分930万9,000円と、同じく第4次の復興

交付金で認められた分のうち県経由で交付されます、ここに記載のあります亘理町いちご選果場整備事業分の6億7,302万7,000円を基金に全額積み立てを行うものがございます。

その下になりますが、8東日本大震災復興交付金基金費88億364万5,000円でございますが、こちらにつきましても、今回の第4次交付金申請で認められた分でございます、町に直接交付されます、ここに記載ございますが、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業から埋蔵文化財発掘調査事業までの8事業分につきましても、基金に全額を積み立てを行うものがございます。

次に、13目事務改善費108万4,000円の増額でございますが、下茨田区の分区、それから今後考えられます荒浜地区、それから吉田東部地区の行政区再編に伴います電算関係の委託料というようなことでございます。

一番下になりますが、14目諸費126万3,000円の増額ですが、説明について次のページをお願いいたします。右側説明の上のほうになりますけれども、主なものにつきましては、13節委託料の100万円でございますが、これにつきましては用地買収の際、国道調査分の地図訂正が必要になってきております。今後ふえることが考えられたことから、その委託料で増額補正したものでございます。

次に、2ページ飛んでいただきまして、28、29ページをお願いいたします。

28ページのちょうど真ん中ごろにございますけれども、3款民生費1項3目老人福祉費2,550万5,000円の増額でございますが、これにつきましては、右側の説明にあります、初めに5介護保険事務経費2,976万6,000円、これにつきましては介護保険特別会計におきまして給付費の増加等があったため、町負担分といたしまして同様に繰出金を増額補正するものがございます。

次に、15後期高齢者医療事務経費でございますが、負担金347万9,000円の増額につきましては前年度分の精算分として、また繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計において人件費が減額になったことに伴いまして同額を減額するものがございます。

老人福祉事務経費及び老人保険事務経費につきましては、ともに23年度の補助金交付金の額の確定に伴います返還金でございます。

説明一番下になります。19の地域支え合い体制づくり事業556万円の減額でございますが、これにつきましては、開催事業回数が減になったというようなことに伴

います減額と、当初直接行う計画で予算を計上しておりましたが、これらの複数の事業につきまして一括で委託するというふうなことになったため、組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

30ページでございますが、一番上、7目障害者福祉費5,782万9,000円の増額でございますが、初めになります、13節委託料378万4,000円の減額につきましては、自立支援法の一部改正があったことに伴いましてシステム改修のための予算を計上しておりました。しかしながら、平成25年、来年の4月にもうさらに障害者支援法の改正が予定されておまして、システム改修もまた必要になるというふうなことから、次年度におきまして合わせて一括でシステム改修を行うというふうになったため、減額をするものでございます。

次に、20節扶助費6,275万5,000円の増額でございますが、自立支援医療給付事業から一番下のコミュニケーション支援事業までの、ここに記載のございます16事業でございますが、一部、受けるサービスの変更があったために変わった分に対しての減額というのもありますが、ほとんどにつきましては、障害サービスを受ける利用者の増というふうなことに伴います追加補正でございます。

次のページをお願いいたします。32ページ、一番下になりますけれども、3項1目災害救助費5,450万円の増額補正ですが、初めに、21節の貸付金につきましては災害援護資金貸付金でございます、これも借り受け希望者がふえてきているというふうなことから5,200万円を増額補正するものと、23節の償還金利子及び割引料250万円につきましては、今申し上げました災害援護資金の貸し付けから、うち1件につきまして全額一括償還が既にされたというふうなことから、同額を県に償還するものでございます。

次のページをお願いいたします。4款衛生費1項2目の予防費2,932万1,000円の増額でございますが、右側でございますが、13節委託料につきましては、昨年引き続きまして日本ユニセフ協会のほうから、生後6カ月から中学生までのインフルエンザの予防接種につきまして1回につき2,000円の助成を受けられることになったというふうなことから増額と、あと町でも助成しております子宮頸がん、ヒブワクチン、ポリオ等の各種予防接種希望者の増加に伴いまして、それぞれ増額補正するものでございます。

次に、19節の②の補助金52万円でございますが、これにつきましても、今申し上げましたインフルエンザで郡医師会以外でこの予防接種を受けた場合、直接本人に助成するための補助でございます。

6目公害対策費509万5,000円の増額ですが、初めに19節の負担金補助及び交付金ですが、まず合併処理浄化槽設置整備事業補助金473万5,000円につきましては、家屋の新築、それから建てかえがふえているというふうなことで、その建てかえの際に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切りかえるという方がふえているというふうなことなどから、10基分を増額補正するものでございます。その下にあります単独処理浄化槽撤去事業補助金36万円につきましては、今ご説明を申し上げました切りかえの際の撤去費用に対する補助でございます。

一番下になります。7目復興事業費545万円の増額ですが、これについては新たに交付金事業と認められたもので、被災区域の該当地区内において合併処理浄化槽を設置する際に、エネルギー効率のよいタンクつきの浄化槽を設置することに対します補助でございます。今回7人槽10基分を見込んで補正をしたものでございます。

次に、また2ページ飛んでいただきまして38ページをお願いいたします。38ページでございます。

2段目になりますけれども、6款農林水産業費4目農業振興費829万2,000円の増額でございますが、初めに、19節負担金補助及び交付金につきましては、ことしに入りましてイノシシの被害がふえていることから、その防止対策のための補助金といたしまして104万8,000円。また、いちご団地へのイチゴ苗生産者への助成金といたしまして600万円をそれぞれ増額補正したものでございます。

23節の償還金利子及び割引料94万2,000円の増額につきましては、地域農業経営再開支援事業の事業費の確定に伴う返還金でございます。

6目農地費650万円の増額ですが、右側説明にあります。4ため池樋門管理経費でございますが、これにつきましては、亘理にあります大坂、境堤、称名寺の3カ所の農業用ため池で、ハスが池全体を覆っているため水質悪化、それからその腐ったものが堆積物となってたまっているというふうなことから、今回ハスの一部撤去と、その底のしゅんせつを行うための工事費でございます。

次に、5の用排水路管理経費130万円の増額につきましては、田沢地区の排水路

の土砂撤去を行うための工事費と重機等の借り上げ料でございます。

一番下になりますけれども、13目の復興事業費9億1,309万円の増額ですが、次のページをお願いいたします。右側説明の一番上になりますけれども、初めに15節の工事請負費でございますけれども、亘理町いちご選果場の建物機械整備、プラント設備等の工事費といたしまして8億8,141万円。それから、その工事に伴います工事監理業務委託料としまして3,129万円。開発申請に伴いまして手数料として39万円をそれぞれ増額補正するというふうな内容でございます。

次のページをお願いいたします。

42ページでございますが、上から2番目になりますけれども、土木費の3項1目の河川総務費185万円の増額でございますが、これにつきましては鳥居前地区でございます。常因寺の西側を水路が流れておりますが、その水路につきまして一部公図とずれておりまして私有地に入っているということが判明したため、その水路部分の用地購入費と測量調査費の委託料でございます。

次に、4項2目の公共下水道費1,008万9,000円の増額ですが、公共下水道事業特別会計におきまして人件費、それから災害関連工事費が増加したというふうなことから、繰出金もあって増額するものでございます。

6目復興事業費6億8,553万9,000円の増額でございますが、初めに、5災害公営住宅整備事業費5億7,827万2,000円の増額につきましては、亘理地区にございます上浜街道に新たな災害公営住宅用地というふうなことで取得するというための購入費と、それに伴います立ち木、それから擁壁等の補償費でございます。

次に、その下にあります8防災集団移転促進事業費7,098万2,000円の増額につきましては、移転先のうち亘理地区江下、それから吉田地区南河原、それから舟入北、この地区につきまして移転希望者がふえたというふうなことなどから、不足する分の面積分を追加で取得するための購入費と、それから立ち木等の補償費でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

右側の説明の一番上になりますけれども、18鳥の海湾環境改善対策事業費500万円でございますが、これは鳥の海湾の水質等の改善を図るというふうなことから、鳥の海それから周辺環境のこれまでの変遷、それから現況の水産資源の状況把握などを行うためのことしからの2カ年事業でございます。そのための委託料でございます。

ます。

19の防災拠点施設整備事業費につきましては、荒浜小学校の避難用の外階段設置のための実施設計委託料でございます。

次に、20用地取得・権利関係整備事業費1,870万円でございますが、これにつきましては、今後さらに増加します用地取得につきまして、対象となります地権者、面積、筆数ともに膨大な量になるというふうなことから、契約書作成、それからの対象者情報、さらには進捗状況の管理等々を行うためのシステム導入委託料として560万円。それから、用地交渉する際に、現在まちづくり課等を中心に使用しております地図情報でございますが、こちらを活用しながら既存の今使っている地図情報に影響を与えないような形で地図を出力したり、あるいは独自に分筆線等を加工しまして説明用の図面等を作成するためのシステム導入委託料としまして、610万円を補正するものでございます。

さらに、土地権利関係整理業務委託料につきましては、これは700万円でございますけれども、これにつきましては、用地買収の際、未相続等の権利確認につきましては原則地権者自身が解決というふうなことになってございますが、今回は対象が非常に多いというふうなこともありまして、かなり複雑な場合もあるというふうなことで、その場合については時間がかかってしまうと、このようなことから、この権利関係の整理につきまして司法書士会に委託するというふうな内容の委託料でございます。

21産業誘致・復興に向けた調査事業費178万5,000円の増額でございますが、これは、中央工業団地への企業誘致を推進するための企業の情報収集のための費用としまして、特別会計のほうへの繰出金でございます。

22公共・公益施設整備調査事業費780万円の増額でございますが、これは津波によりまして流失しました水産センターの基本設計委託料でございます。

なお、今申し上げましたこのページにあります全てにつきまして、復興交付金の市街地復興効果促進事業を活用して実施したいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。46ページになります。

9款1項2目非常備消防費150万円の増額でございますが、これは津波により流失しました消防団本部の団旗一式につきまして、交付金事業を活用して新たに備品として購入するものでございます。

10款教育費 1 項 1 目教育委員会費396万9,000円の増額でございますが、これはスクールバス運行事業委託料といたしまして荒浜中学校の利用分がふえたと、増便になったというふうなことに伴いましての増額でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 2 目の教育振興費255万4,000円の増額と、その下にありますけれども 3 項 2 目の同じく教育振興費176万4,000円の増額でございますが、これにつきましては小学校と中学校の扶助費でございます。要保護・準要保護就学援助費、これにつきましては今回所得にかかわらず震災で半壊以上の被災者に対しまして対象となるというふうなことなどから、対象者の増加というようなことで不足が見込まれることなどから増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、3 目文化財保護費357万2,000円の減額でございますが、これにつきましては、災害関連の住宅建設等の発掘調査を優先させるというふうなことから、予定しておりました県の委託事業でございます桜小路横穴墓群の発掘調査について今年度は実施しないと、次年度以降に実施するというようなことから今回全額減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番下のほうになりますけれども、11款災害復旧費でございますが、1 目の農林水産施設災害復旧費210万円の増額につきましては、右側にありますとおり浜吉田地区の除塩工事費でございます。

次のページをお願いいたします。

最後のページでございますけれども、1 目の保健体育施設災害復旧費でございますが、これにつきましても、荒浜、吉田、両体育館の災害査定を受けました結果、スポーツ用品を初めとしまして会議用机や椅子などの備品購入費につきましても、国庫補助の対象になるというふうなことで認められたことから、今回882万6,000円増額するものでございますが、同時に体育館工事費において残が見込めるというようなことから、同額を組み替えを行うものでございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、歳入でございます。

初めに、9款1項1目地方交付税2億5,780万4,000円の増額補正ですが、これは補助対象事業の補助残分に対して交付されます震災復興特別交付税でございます。

13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2,946万1,000円の増額補正につきましては、歳出におきまして障害福祉サービス等が増になったというふうなことに伴いまして、歳入分のルール分が増額になるというふうなものでございます。

4目の災害復旧費負担金3,159万1,000円の増額につきましては、荒浜小学校の整備に係る補助金でございますが、既に今まで歳出において予算化済みであったものも含めまして今回一括で交付されるというふうなものでございます。

2項1目の民生費国庫補助金198万1,000円の増額補正につきましては、右側説明にございます各事業につきまして、ルール分として事業費の2分の1が交付されるものでございます。

同じく2目の衛生費国庫補助金931万5,000円の増額と、その下にあります3目の土木費国庫補助金87億9,035万5,000円の増額、それから、一番下になりますけれども4目の教育費国庫補助金397万5,000円の増額につきましては、それぞれ右側説明にあります8事業につきまして、交付金事業の第4次申請で認められた分の補助金というふうな内容でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上になりますが、9目の総務費国庫補助金299万6,000円の増額につきましては、デジタル化に伴います難視地域の共同受信アンテナの設置に対します、愛宕前地区でございますけれども、補助金でございます。

14款県支出金1項1目民生費県負担金6,673万1,000円の増額補正から2項2目民生費県補助金の1,029万5,000円の減額、さらに3目の衛生費県補助金の170万円の増額までにつきましては、右側説明にあります各事業の事業費が増減になったことに合わせまして、同様に歳入分をルール分といたしまして補助金等が増減になったものでございます。

4目の農林水産業費県補助金6億7,302万7,000円の増額につきましては、亘理町いちご選果場整備事業としまして県経由で交付されます交付金事業で、第4次申請で認められた分でございます。

6目の教育費県補助金1,894万3,000円の増額につきましては、小中学校の被災児童生徒のスクールバス、それから扶助費等に対します補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

9目労働費県補助金162万円の増額ですが、これは仙台エフエムに委託します震災復興支援番組放送事業に対する補助金でございます。

16款寄附金でございます。1項1目の寄附金でございますが、これは右側でございますけれども、東日本大震災復興資金としての27件930万9,000円を初めとしまして、記載の各資金分といたしまして合計37件1,228万9,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしております。心から御礼を申し上げるものでございます。

続きまして、一番下になります。17款繰入金1項1目の財政調整基金繰入金9,098万6,000円の増額ですが、これにつきましては歳入に不足する分の調整財源として繰り入れを行ったというような内容でございます。

一番下になります。10目震災復興基金繰入金6億7,302万7,000円の増額につきましては、亘理町いちご選果場整備事業の今年度実施する事業分を予算化するというふうな内容でございます。

次のページをお願いいたします。

12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金6億23万円の増額につきましては、同様に第4次申請分で認められました交付金事業のうち、右側に記載のございます各事業につきまして今年度実施する事業分をそれぞれ予算化したものでございます。

19款の諸収入3項1目貸付金元利収入250万円につきましては、災害援護資金を貸し付けたうち1名の方から全額償還されたというふうな内容のものでございます。

4項1目雑入2,897万2,000円の増額につきましては、まず8節の福祉雑入につきましては、日本ユニセフ協会から助成していただいておりますインフルエンザの予防接種の分の助成金と、10節の農林水産雑入2,500万円につきましては、これはいちご団地及びいちごファームの一時利用の指定、それと登記の手続等に5年間の事業期間の合計額で約5,000万円事業費が見込まれておりますが、その経費の分の2分の1をみやぎ亘理農協が負担するというようなことでの納入分でございます。

18節の生涯学習雑入357万2,000円の減額につきましては、県委託で発掘事業を行うことになったというふうなことでの減額でございます。

20款町債1項4目土木債7,230万円の増額ですが、歳出におきまして、災害公営住宅整備事業が増額になったというふうなことに伴いまして、8分の1の補助残分

につきまして増額するものでございます。この補助残分につきましては、ほかの交付金事業については特別交付税等で補填されますが、この事業につきましては、一切対象とならないというふうなことから、町費で全額負担しなければならないというふうなことから、この起債を起こして借り入れを崩して対応するというようなものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。ただいまご説明申し上げました災害公営住宅整備事業債につきまして、事業費の増加に伴いまして、限度額を4億8,030万円から7,230万円を増額しまして、限度額を5億5,260万円に行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前どおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 41ページですね。6款1項13目亙理町いちご選果場整備事業ですけども、この選果場はどこが運営するのか、まず1点目。

もう1点は、山元町のイチゴも選果をするのか、これが2点目ですね。

次、43ページ、8款4項6目災害公営住宅整備事業ですけども、当初建設予定は何戸だったのか。

以上、3点について述べてください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 1点目の選果場の運営につきましては、JAみやぎ亙理が運営するようになっています。

2点目の隣の山元町のイチゴについてはどうするのかということでございますが、この選果場につきましては、亙理、山元町一括でございます。一括で一つの選果場にして運営していくということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 災害公営住宅の当初の計画戸数でございますが、集合タイプの災害公営住宅400戸を整備するという計画になってございました。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 当初は520戸じゃなかったですか。新聞ではそうなっていますよね、520戸に。現時点で建設予定は幾らですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 現時点での計画戸数は520戸でございます。当初、集合タイプのほうを400戸、そしてその後の戸建てのニーズという部分にも応えるために120戸をふやし、合わせて520戸とさせていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） きのうち特別委員会ありましたよね。その資料の中で災害公営住宅ですね、これは集合、戸建て含めてですけれども496なんですね。当初は520戸だったのに496戸というのは、減っているわけなんですね。なぜ減っているのか。その点が1点ね。

もう一つは、上浜街道の災害公営住宅とあるんですけども、9月の町の広報にはこう出ていたんですが、これと現時点での災害公営住宅の場所も戸数も詳しく出ているんですよ。ただし、これには、現時点での9月の時点での場所と予定となっているんですね。ですから変更設計もあり得るということが書いてあるんですけども、こう書いてこう読みますからね、今後、減としたことについて、災害公営住宅にかえるって言ったんじゃないくて町民にどういうふうに知らせるんですか。520戸と496戸、事実関係なので間違わないで教えてください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 町のほうでの災害公営住宅の整備戸数については、いわゆる最大として520戸ということでの計画というふうにさせていただいております。ただ、昨日ご説明申し上げました、この災害公営住宅整備の各地区ごとの積み上げた戸数というのが496戸ということで、そこに24戸の差が生じております。これにつきましては、災害公営住宅の戸建て住宅120戸をマックスとして整備する計画でございまして、その中で特にその災害危険区域内にお住まいだった方、集団移転の対象となる方になるわけですが、その方々のご意向を8月末までにいただいている。それをいろいろ時間を要しましたがけれども、10月末ぐらいにおおむね99%確認させていただきまして、その中のご希望が当初予定していた数字よりも減ったということによりまして、集団移転区域内の希望者が26戸ということが最終的に決まったということで、今のところはその希望に沿った形の戸数という考え方で、

トータルが496戸にさせていただいております。計画的には520戸までの枠としての考え方は持っておりますが、今のところ今申し上げたような内容で計上させていただいております。

それからあと、今回、災害公営住宅の集合タイプあるいは戸建てタイプの建設予定地の中に、亘理地区の上浜街道地区を追加させていただいている。9月の広報の際については、まだその時点で明確な地権者の事業協力を得るというふうな状況ではありませんでしたので、まだ計画変更があるというふうな内容のもので周知をさせていただいていました。今後改めてそういった全体の計画につきましては広報等を活用させていただきながら、ご希望される方々への周知あるいはほかの手段をちょっと検討させていただきましても、そういったもので周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 43ページでございますが、下のほう、災害公営住宅整備事業費、上浜街道の土地の件でございます。3ヘクタールになりまして、私の計算では1ヘクタール当たり1億8,800万円、約でございます。1反歩はその10分の1ですから、1,880万円、坪当たり、300で割ります。計算でやった分約6万3,000円でございます。

問題はこの金額の出し方でございます。不動産鑑定士といろいろと相談した結果というふうなことでいろいろ伺っています。不動産鑑定士のコメント、どのような基準、判断でこういう決定されたかをお伺いするわけですが、私なりに非常に高く、それから周辺の売買事例、利便性、いわゆる交通ですね、通勤・通学あるいは幼稚園・保育所、買い物、果ては病院等それらの近くか遠くか、利便性、それと需要と供給の関係等々、それらを勘案して価格決定されると私は思います。それについて不動産鑑定士のコメント、どのような評価か、1点まず伺います。

2つ目、これは水田であろうと思いますが、宅地の場合ですと、公示価格、路線価という形になりますか、亘理町では中町の10番地の1、これが3.3平方メートル当たり幾らか、お伺いしたいと思います。

2点質問します。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、1点目の不動産鑑定士のコメントとおっしゃい

ましたやつの、考え方は高野議員さんが今おっしゃったのが間違いない考えと思います。ただ、一応不動産鑑定士としてこの土地を評価するに当たってということで、もちろん評価書の中に載っておりますので、その辺をお話しさせていただきます。

不動産関係については、前にも説明申し上げておりますけれども、取引事例の比較、それから2点目で申された公示価格とか基準地価格との比較、それから開発をする上での開発法を適用して求める価格、そういった価格を総合的に勘案しまして価格を出すというのが基本でございます。

そういった中で、この場所については、同一の需給圏内の類似地域ですね、それから周辺地域の不動産の取引事例、今申し上げました取引事例比較を行って総合的に勘案して市場価格の実施の状態を確認し、反映した価格を求めたというふうに載っております。

それから、戸建て開発を前提に取得するこの地域については、戸建て開発を前提に取得する不動産業、それから地方公共団体等が過去に行った取引事例等を定めたものを基準にして、実証的に信頼性が高い価格としてここを算定しているというふうなコメントが載っております。

それで、2点目の地価公示価格について申し上げますが、まず、地価公示は1月1日時点で国が定める標準地の正常な価格を公示するというのがございます。それから、都道府県が7月1日時点で公表する価格がございます。それで、ご質問の中町10番地については、地価公示ということになっていただいておりますが、現時点では平成24年、ことしの1月1日時点の価格でございます。1平米当たり3万8,300円ということになっておりますので、坪単価に概算で合わせますと12万6,600円ぐらいになると思います。あくまでも平米単価で出すものですから、1平米3万8,300円ということですね。そういった形になっておりますが、ここの場所につきましては、実際に鑑定する上で地価公示が実際にこの区域にはございませんので、それからの判定はしていないというふうな結果が出ております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 上浜街道の土地は、私の計算が違ったら申しわけないですが、坪約6万3,000円、これは造成、いわゆる表面上全部とらなければならない、田んぼですから。そして、埋め立てをして、いわゆる落ちつけて、それで行くならば、約坪

10万円は超すであろうというふうに、私なりに見えています。先ほど中町の10番地が12万6,000円ということで、もともとの商店街というか住宅街と比べるとその10万円前後というのは高いという感じはするわけだ。その辺はいかがですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） まず、単価的な交渉上、今現在で一般論としてお話しさせてしかいただけないので、それはお許しいただきたいと思います。

それで、今比較したといいますか、やはり地価公示が、平成24年1月1日で商店街の価格についてはご承知のとおり毎年5%ぐらいずつ下がっているというふうな状況でございます。逆に7月1日の地価調査においては、昨年までは確かに同じように下がってきたわけなんですけど、本町においては9月に宮城県のほうで発表になりましたけれども、実際に地価調査においては、住宅地といいますかそういったことについては、町内平均しますと1.2%ぐらい上昇しているというふうな地価動向のようでございます。不動産鑑定士の話を見ると、実際、亘理町については今地価が上がっているというふうな状況にあると思います。それで、推測されていると思いますが、この価格については、きちんとした鑑定された価格が出されて交渉に臨んでいるということでございますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 35ページの7目の復興事業費3節の低炭素浄化槽の件でお聞きしたいんですが、これは平成27年までの時限措置じゃなかったかなと思いますけれども、京都議定書の目標の達成のためにこれを国では進めております。浄化槽における温室効果ガス、こういった削減を図るためにこの低炭素浄化槽を使っているところもあると思いますけれども、この温室効果ガスの排出状況、今後これを町としてチェックしていくのかどうか、それをお伺いします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） ただいまのご質問でございますけれども、上下水道課のほうでは、今回低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業というふうなことで、要するに今鈴木議員がおっしゃいましたとおりエコの浄化槽というふうなことで、化石燃料の消費を少なくして空中に二酸化炭素の排出量を減らすというふうな、そのような目的でもって今事業化されたというふうなことでございますので、平成27年度までの要求というふうなことでは数字的にはお願いしてございます。

ただ、今回の申請につきましては、平成24、25年度の2カ年間というふうなことで復興庁との協議の中でございましたので、今後あとの2カ年度分につきましては後日というふうなことで、あとの段階で申請してまいるというふうなことになります。

あと、詳しい京都議定書云々につきましては、ちょっと把握してございませんので、以上で報告とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 私は、京都議定書とかそういったことじゃなくて、要するに排気状況をチェックしていくのかということ、その辺を確認したかっただけです。それは後で、また、時間がございませんので、確認します。

それともう一つは、39ページの6目農地費の中の15節農業用ため池浚渫工事、この中においてブロック、私はちょっと工事のところを見たんですけどもブロックは張りブロックのような気がしました。これは張りブロックを使っているのかどうかというのが、まず1つ。

それから、この点についてなぜ出したかと言いますと、随分あちこちでため池で亡くなっている子供さんが多いというニュースがございます。これは突起ブロックのほうがいいんじゃないかと思ったわけです。これであれば子供さんも、本当はここでは遊んではいけない場所なんですけれども、やはりどうしても魚釣り、それからボールが落ちたということで、それを拾いに行った途端に、やはりあれは張りブロックですと、もうつかまるところも何もありません。そのままずるっと下に落ちて、それで亡くなっているわけです。それで、突起ブロックであれば、子供さんたちもそこにつかまって、またはい上がってこれるという、命を落とすということがないわけです。先日、9月の13回定例会の決算特別委員会で現地調査しましたときに、このときは東課長にも私はお話をしました。この本郷ため池だったでしょうか、あそこは突起ブロックでしたね。私はそのときの写真を撮っておりますので、東課長にも、これだと子供さんも溺れないで済むねということでお話ししました。

今後こういう工事があるのであれば、突起ブロックを使ってもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） この3つのため池については災害復旧でやっております。

それで、このため池についてはもう十何年前改修したため池でございます、その時点については張りブロックが主流だったと思います。本郷ため池については、去年改修したものですから、突起のある張りブロックだった。今後、今の災害復旧の場合には、あくまでも今のずれたところを張りブロックを外して、その製品を使って張り直すという工法でございますので、今の形ではできませんので、今後終わったら、改修の時点にはそういうものを念頭に入れながら考慮していきたいと考えております。以上でございます。

9 番（鈴木邦昭君） 以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 2点、質問しますけれども、初めに29ページの園芸療法の減額、賃金からです。あとは災害公営住宅に移転しますけれども、その前に一つお礼を言っておきます。荒浜小学校の非常用の階段の設計費、補正予算で出るようなので、ありがとうございます。

あとは支え合いについてですけれども、この当初予算は、園芸療法是3,720万円、当初予算で組んでいるはずです。その中の委託料が1,400万円。これは委託でどこかのNPOさんに委託して事業を進めます。そのほかに、町で賃金が1,500万円と旅費100万円と、あとは賃借料で720万円、これで単独事業を進める予定だったんだろうけれども、今回の補正予算の組み替えでは直接やる事業はなくなって、全部委託料のほうに振りかわっているというふうな形になっているけれども、当初からなぜこのように変わったのかが一つ。

それで、今から委託料を1,764万円ほどふやすけれども、委託業者はこの計画で何をやろうとするのか。今までの従前来たことを同じようにやって、今の仕事よりもこのくらいボリュームをふやすのかと仕事の量も、まずその1点ですね。

次に、43ページの防災集団移転公有財産。町では江下の土地について地権者にも交渉している段階で、単価も公表しているはずなんですね。単価も提示している、幾らだって。これは事実かどうか。さっきの話とちょっと違うようですけれどもね。まだの段階だって話をしたようだけれども、実際には地権者に単価を提示しているのではないですか。そういうようなことをして、こういうのは出てくるし、先ほど8分の1の事業費のうちの負担が町負担になる、集団移転の場合にね。それで、町債は5億3,000万円ほど、今回も7,300万円ふやして町債のマックスを5億

3,000何がしにしていますね。それらにも全部この買収費というのは影響を及ぼしている。高い金で買って高い税金を使ってやれば、町の負担もおのずとふえてくる。今ね、こういう造成事業をやっても必ずそのままの値段では売り払わず限度とこのがあります。公共事業でやったって4割は限度だろうね。必要なところで言えば半分ぐらいは限度なんですけれども、その分が上乘せの単価になるわけです、工事費の現実としてやっていけば。そういう売買価格は今度集団移転者の購入単価にはね返ってくる。それが当然なんです。そういうのを勘案してこういう買収価格というのを設定しないと、買いやすいからと言われるんです。きのうも言ったけれども、「隣の田んぼはどこのだ。1枚離れた田んぼは2,000万円で売れるか。町で買った分はいいさ。おらいの田んぼは宝くじから外れたんだ」、これがちまたのうわさなんです。本当ですよ、これ。私はある人から聞いているんだから、こういうこと。それが現実だとすれば、余りよろしくないなと私は思います。事業費にもはね返る。売買価格にもはね返る。隣とのいさかいにもなる。そういう集団移転の事業の進め方というのはちょっと考えたほうがいいのかと、その辺について2点答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、この園芸療法につきましては、いちごファームがあります。いちごファームを建設をしている途中でございまして、1月には完成します。そのいちごファームの運営資金を捻出するために、この園芸療法というのを取り入れております。当初は、去年もやった野村総合研究所さんというところへ、この園芸療法を創設していただいた会社でございまして、これは自分でその会社が企画・立案、そして研修、最終までやってくれる会社ですということでございます。

その中で、いろいろとこの園芸療法するためには、ロシナンテスさんというのが、いろいろと今寺子屋さんもやっているNPO法人でございしますが、その人たちが、その仮設住宅のほうで入っている方々の対策を講じるような形で展開する。

あともう一つは、慶応大学の医学部のほうの先生たちが来て高齢者の医療の関係の話し合いとか、そういう体調管理のことのケアの話し合いとか、あと血をとると。血をとった後に、その血がどのような形になっているのかと、また違う会社のほうに、慶応のほうからお願いするというような手順になっています。

そういうことで、今回この園芸療法につきましては、その2つの事業が、野村研

究所に委託する分と、あともう一つは、先ほど言ったように、いちごファームを運営していくためには、この人たちが来たからって何もとりませんので、運営費をその地域支え合いのほうからいただくような形を考えております。今回初めて2月から再開するのでございます。結構施設費がかかります。苗代とか、あと溶液代とか、そういうものを生み出すために、亶理郡農業公社のほうにそういう委託のほうをお願いするという形になっております。

それで、今回いろいろと詰めた中で500万円ほど減額しておりますが、もう少しまだまだ減額するんじゃないかなと思っております。というのは、この野村総研のほうに委託しても、それなりの実績が伴わなければ減額になりますので、その辺のやり方でございますが、仮設住宅から住民、5カ所でございます50人の希望者を募りまして、月曜日から金曜日まで10人ずつ毎週その施設のほうに来てもらいまして、いろんな形で体操とか、あとイチゴの状況などを見ながら検討していきます。また、ロシナンテスほうでは高須賀のほうに事務所を構えまして、その周辺に畑を借りながらその辺のカバーもしていきたいというような事業計画を持っているようでございます。

当初は町が介入して土地代とか、あと先ほど言ったいちごファームで使う運営費、そういうものを町のほうでやろうと思ったんですけども、とりあえず管理していただくのが亶理郡農業公社のほうだということで、委託を二つのほうに分けてやったほうが今後うまくいくんじゃないかということで、そのような形にしております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 2点目のご質問で、災害公営住宅の土地取得の関係でございますが、現在、防災集団移転の関係では用地の測量ですね、実測を終わりました、現地確認をしていただいた後に実測測量をしたのを今確認していただくためにお集まりいただいております。その際には、やはり買収する上で単価をお示ししなくてはいけないものですから、それをお示ししているというふうなことで交渉の途中だという意味でございます。今後、実測した面積を皆さんから承諾を得て、その価格も含めて税務署に重要事業の公示を受けるための事業認可をもらうために税務署に事前協議を行いまして、その認可を受けて改めて土地売買契約ができるというふうな状態になります。土地売買契約ができて初めて議会のほうに報告というふう

な形になると思います。

そういった中ですので、やはり先ほどもお答えいたしました、不動産鑑定を入れるというのは高いとか安いとかということではなくて、公共買収というのは正常な取引価格での売買であるというのが前提でございますので、そういった形で進めているというふうなことでございます。（「まず、これは誰に言うの」の声あり）

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） ご質問の2点目の中で、もう一つ集団移転事業等によるその土地のいわゆる分譲というか、そのときの価格というのが、その集団移転対象者に対する負担などをやはり考慮しながら考えるべきではないかというご質問をいただきました。その関係につきましては、以前にもちょっとご説明したことがございますが、今回国のほうの事業を活用して集団移転事業等を推進させていただいております。そういった中で、その事業の制度上、国のほうではそういった分譲の価格というものは、分譲する時点での不動産鑑定等のそういった第三者の目で判断した適正な価格でもって分譲するよという考え方が示されておりますので、現状としては対象者の方々に集団移転に係るいろんな情報をお知らせすることで、今後の資金計画とかそういった部分を考えていただくために想定額としては示させていただいておりますが、最終的には、分譲する時期になりましたら、再度そういった鑑定士さんの判断を聞かせていただきながら決めていくということになるかと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 園芸療法ですけれども、何かこの成果というか、事業として取り上げてやろうとしているんですけれども、何かこの見えないところがいっぱいあるんです。みんな委託、野村さん、ロシナンテス。ロシナンテスとかは調べてみました。名取あたりにある何か大学さんの先生がやっている、何ですか園芸療法で結構やっているという話は聞きました。だけれども、実際に余り効果は上がっていない事業者だよということを私は聞いております。

ということで、実際にそこに行って、年寄りの仮設の方々10人と言っていましたけれども、その方々にどのような影響を与えて、約4,000万円近くのお金を使って効果がどのようなものかということ考えれば、亘理町にはもっと熱心になってやっている業者さんもいれば、被災者の方々に貢献しているNPOもあります。きのうも

行って来たんですけれども、亘理いちごっこさんなんていうのは、今回の総務大臣表彰を支援団体として受けている立派な活動をしているところもあります。女性と皆さんボランティアさんでプレハブで被災者に癒やしの場とか、そういう提供をしたいろいろなやって、こういう立派な賞をいただいている支援団体もあります。そういうところにやったほうが十分効果は皆さんには喜ばれる。対象者は大勢の方々、一般の方々も災害を受けた方々も来て、食事をしたり遊んだり、子どもの世話をしたり、寺子屋をやったり、そういう事業所もあるんです。そういうところにも目を向けてやったらいいのかなと私は思います、こんな大きな金を使うのであれば。なおさら今の時点、12月になって補正額がこれほどどのように使われるかわからないですから、組み替え1,700万円というのは、この委託事業者の。二、三人の公社のところこういう金をやって、何の仕事をするのかなと不思議に思いますよ。もう少しこういう補助事業だからといって、金の使い道というのはよく考えていただきたいと思います。

もう一つ別なほうについては、先ほどは単価は示したと、だけれども、それは買収の中の事業認可をとるための一つの中の過程であって、プロセスなんでね、単価を示さないと税務署の事業認可とれないと。だけれども、その影響というのはすごいことになっているね。もう早く知れ渡るんだから。こんな単価を見せられた地権者はびっくりしている。こんな高く買ってくれるの。そういうことなんです、実際には、聞いたところは。そして、その隣の人は、「おらいは外れたんだ」と。そういう状況が現実的にあるということを、やっぱり買収する方々がよく頭の中に入れて単価を示すのも、最終的に町の8分の1の事業費負担も出てくるから、いかに安く買うかということ、そのまま公共事業で買えば5,000万円の税金の公示も出てくるし、その分は安く買ったらいいわけだ。だってさ、税金なら5,000万円ぽんと出てくる、公共事業の場合は。民間で買うときはそんなものはないので、だから高く設定されているけれども。民間のほうが安いんですよ、実際の売買価格は。そういうことをちゃんと頭に入れて事業施工をする場合、計画を推進していただきたいと思います。その辺、誰が答えるかわかりませんが、ちょっと答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 私、1点目の関係でですね。確かに議員さんおっしゃるよ

うに、いろいろとNPO法人等があります。目に見えるような支援関係の方も多々あります。ただ、今回この地域支え合い体制づくり園芸療法というのは、厚労省のほうにいろいろとこういう話をして、予算も含め受けてもらった経緯があります。これをうちの課が何でやるのかといいますと、いちごファームの運営をするためにお金がどこからか捻出できないかということで、このいろいろな考え方を取り入れて運営していきたいということでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 地権者の方から聞いたという話でございますけれども、やはり考え方については、やはり不動産鑑定を入れているということは、その資格を持つ方が正常な取引価格ということで出しているものですから、やはりそれを基本として私たちは買収をしていくというふうな考えには変わりはないと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 変わらないですね。いいです。そういう地価単価で購入して、造成して集団移転地とするんでしょうけれども、そこに住む方々、最終的にね、被災された集団移転の方々が、「いや、こんな高い金ではちょっと厳しいな」、そのような状況にならないように、みんなで被災されている方を支援することが第一条件です、行政としてですね。それらの不平不満が出ないような単価でお譲りすとか、そういう状況に皆さんの事業を進めていただきたいなと思います。

議長（安細隆之君） よろしいですか、今。ちょっと答弁もらいますか。（「答える」の声あり）復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 集団移転される対象の方々が今後やっぱり生活再建していく上で、いろんなやっぱりご負担というのはあるかと思えます。この事業だけじゃなくて全般的に、可能な限り町としてその生活再建に向ける支援という部分については、事業上対応できるもの、あるいはそれ以外でやっていくものを含めて、いろいろ考え方をできるだけ被災者の方々の負担が軽減できるような形で進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 上浜街道の件なんですけれども、その不動産鑑定士が正常な取引で

この金額を出したというふうなことをお話ししていますが、実際課長は下茨田地区の宅地が実際どのぐらいの坪単価で取引されているかは大体わかりますか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 宅地の取引ですけれども、実際公告出たのをお話しさしあげますと、下茨田の中で坪、宅地で17万円というのがたしか最高だったと思います。あと、宅地として提供出ているので十二、三万円から17万円の間だったと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 実際17万円はあり得ないと思います。実際の取引というのは、大体私が知っている限りではソウル亭の近くで12万円。震災前は10万円だったんですけども、震災後には2万円ほど上がって12万円になりました。それから、不動産屋さんというのは、個人的に農地を買って宅地にするまでのその上乘せの金額ってあるんですよ。例えば12万円で売る場合は、農地買い上げが3分の1なんです、4万円。それに造成、水道工事も含めて4万円。自分のもうけが4万円なんです。その計算でいくんですよ。その辺わかりますか。それをわかっていてこの鑑定士が正常な取引として6万円。先ほど高野進さんが言ったけれども6万2,000円の取引した場合に、ではこの場所が18万円になると、なりますよね計算上、そうした場合に、では、今度あそこでたまたま売れたと、では、その今言った鈴木さんの話にもありますけれども、隣の土地の人が「何だ、今まで坪3万円を買ってくれると思ったけれども、今度6万6,000円だから、今度売んねえわ」となった場合に、今度被災した人が、例えば新しい土地を求めて永住しようとする人に影響が出てくる。ですから、正常な取引をやっていると言いますが、その不動産鑑定士は正常じゃないんじゃないですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 不動産の取引のほうの、考え方というのがもちろんわかっていますけれども、先ほどの復興まちづくり課長も申したとおり、宅地として分譲する際には、そういった町で費用的にもうけるといいますかそういったことはありませぬので、あくまでも宅地としての価格で分譲をするという形の不動産鑑定を行っております。それで、不動産鑑定士が間違っているというお話ですけれども、前にもお話ししましたが、あくまでも国家資格を持った不動産鑑定士を私どものほう

で間違っているという判断はできないと思います。それを職業にして国家資格を持っているわけですから、そういうふうな回答しか町としてはできないと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ですから、実際取引している地元の不動産屋だったら、絶対この値段で買わないのね。資格を持っているけれども、情報が全然ない。そういうふうな鑑定士なんです、この人は。それと、いいさ、6万6,000円で買ってもいいです。では、隣の土地の方に、これからの売買するに当たって影響が出てくるということは考えられませんか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 影響が出るといいますか、この土地、例えば上浜街道で、近隣にこういった事例的にはやはりいろんな事例が出てくると思うんですけれども、影響が出るか出ないかというのは、その土地を売買する上でのいろんな条件的なこともあると思いますので、一概に全て影響が出るとは言い切れないと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 上浜街道のことについてお伺いいたします。

今まで災害公営住宅を希望されている方は、荒浜にしようか、亘理にしようか、吉田にしようかという部分で、亘理という部分で県営住宅の前というそういう生活の再建を考えていたと思います。災害危険区域以外の方も、仮設に入っていらっしゃる方はそういう話をしていらっしゃいます。

そういう中で、またもう1カ所、上浜街道という部分が新たに一つ追加になるということに対して、やっぱり私はきちっと説明をしていく必要があると思います。もうあそこという部分で、だったらこれは駅に近いからとか、あそこならいいというような感じでもう楽しみに1日も早く公営住宅に入りたいという思いの方がいっぱいいたかと思いますがけれども、この半分は上浜街道120戸という部分になりますけれども、そういう部分でちゃんと説明をしていかななくてはならないと思います。去年の12月に復興計画ができたと思いますけれども、それから1年たってもう1カ所ふえるという、やっぱりそこら辺はこれから生活の再建を考えていらっしゃる方に対してやっぱり不安を与えると同時に、やっぱり説明をきちっとして誠意を示していく必要があると考えますが、今後どのような説明をしていけますか、ご

答弁をお願いいたします。

また、もう一つ、災害危険区域の方たちだけに対しての調査をしておりますけれども、これから公営住宅を求めていらっしゃる方に対してのきちっとしたアンケートとか、そういう部分もとっていかなくてはならないと思いますけれども、その点の時期についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の災害公営住宅の集合タイプ、そして戸建てタイプということで建設予定地としております亘理地区上浜街道ですが、この関係につきましても、議員ご指摘のとおり、これまで被災された住民の方々に示してきた位置とは全く違っておりますので、この辺についての情報を、当然そういった部分については早期に住民の方々にお知らせをするような機会をつくり、また、あと実際にそこへの希望される方などもいろんな方がいらっしゃるのかという部分、アンケート調査になるのか、どういった調査をするのかちょっとまだ今最終的な形としては固まっておりませんが、その辺につきましても、今後のそういった希望される方が不安のないような形での取り組みを今検討させておりますので、それがまとまれば進めたいというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 例えば1月号の広報とかにこの件は出るのでしょうかね。やっぱりこれは仮設に住んでいらっしゃる方には大きなことだと思いますので、私はぜひ早々にこの件は町民に知らせるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 1月号の広報のほうに掲載するというのも一つの情報の提供の仕方になるかと思いますが、広報のほうに対しては印刷とか何かの今準備がもうされていまして、ほぼ終わっております。したがって、ちょっと1月号のほうにちょっとこの情報を載せるということは非常に難しいものですから、例えば、その仮設住宅の集会所とかそういった被災された方への情報の提供の仕方としてできるものを、早期に実施していきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に私たち議会としましても、この上浜街道というのは今回の補正で初めて知ってびっくりしております。ですので、これから再建を考えていらっ

しゃる方はもっと「えっ、ここなの」という部分で、もっとびっくりされると思いますので、しっかりと丁寧に説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） その辺の情報の提供の仕方、あるいは今後のこの説明の仕方についても、できるだけ今議員の申されたようなことを踏まえながら対処していきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時35分といたします。休憩。

午後 0時35分 休憩

午後 1時32分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第111号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第111号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第111号 平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成24年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,938万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,172万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12、13ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、主に一部負担金の免除について、当初予算におきましては平成24年2月に終了するものと予算計上しておりましたが、それが平成25年3月まで延長されたことによります被保険者の療養給付費を手当てする分と、免除の影響もあるかと思っておりますが、医療費が伸びたことによりまして補正をするものでございます。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、一般会計と同じように人事異動等に伴うものの減額で、137万4,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費3億1,958万8,000円を増額するものでございます。これにつきましては、一部負担免除が約2億5,000万円ほどと見ておりますし、残りについては医療費の伸びというふうと考えているところでございます。

2目退職被保険者等医療給付費6,594万4,000円、これも一部負担金等々でございます。

3目一般被保険者療養費476万8,000円増額補正するものでございます。

4目退職被保険者等療養費159万2,000円増額するものでございます。

次のページに移ります。

2項1目一般被保険者高額療養費5,800万円減額するものでございますが、これにつきましては、一部負担免除で別なところの療養費で手当てされるということなものですから、この高額療養費分については減額させていただき予算措置をさせていただきました。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金等25万3,000円を増額でござ

いますが、これは額の確定をしたことよっての増額補正ということでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金886万4,000円の増額でございますが、これにつきましては、高額療養費1件80万円を超えるもの、これについて共同化事業ということで県下一円でやっている事業でございます、この分について増額になるということの見込みがあるもので補正をするものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金2,219万4,000円増額補正するもので、これにつきましては、1件30万円を超える高額療養費についての拠出でございます。この分についても増額の見込みということで、今回計上させていただいております。

11款諸支出金1項3目償還金3,555万5,000円の増額でございますが。次ページの説明にありますとおり、平成23年度分の精算が確定したことによりましてこの分増額ということでございましたので、増額補正をさせていただくものでございます。

続いて歳入を説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入分におきましても、一部負担免除並びに医療費の伸び等によりまして、その療養給付費分に当たる国、県それぞれの負担を計上したものと、町の手当てをしたものでございます。

3款国庫支出金1項2目療養給付費等負担金832万3,000円の増額でございます。

3目高額医療費共同事業負担金221万6,000円増額補正させていただいております。

2項1目財政調整交付金2億2,843万5,000円、これについては一部負担金等について国の交付金を見込んだものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金6,753万6,000円の増額でございます。説明にありますとおり現年度分医療費が伸びているということで、見込み額を計上させていただいております。

6款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金221万6,000円、県の対応分ということで増額補正させていただいております。

2項2目財政調整交付金2,564万7,000円、これにつきましても、一部負担金の国庫支出分以外10分の2が県のほうから交付されるということで、その分を見込んで計上させていただいております。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金137万4,000円、これについては、事務費分の一般会計から繰り入れている分、今回歳出で減額しているものですから、その相当分の繰入金を減額するというごさいます。

2項1目財政調整基金繰入金6,638万5,000円、これにつきましては、国、県等の負担以外に財源の手当てがない分ということで、財政調整基金から繰り入れするものでございまして、平成24年度当初額では8億2,839万1,000円でありましたが、9月補正では3億4,240万8,000円を繰り入れしてございまして、今回繰り入れいたしますと4億1,959万8,000円となるものでございまして。

以上ご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページです、2款。今、説明ありましたがけれども、今、3.11から1年9カ月が経過しての、亘理町でいえば約1,000世帯が仮設生活を余儀なくされていると。被災者の生活の再建のめどはまだ全く立っていないと言つてもいいくらいです。

そこでお伺ひしますけれども、来年の4月以降、医療費の一部負担金の免除をもとに戻すように国が全面的に財政支援をする必要があるというふうにごさいますけれども、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今の国の考え方でございまして、財源手当ての考え方は平成25年3月で終える方向のようでごさいます。ということで、あらゆる機会を講じて国のご支援を求めているというのが実情でごさいます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、話されたとおりになんですね。要するに民主党政権そのものが、ことしの9月の末に医療費の免除制度を事実上中止したんです。多くの皆さんが継続してほしいというふうな声を出しているんです。第1次安倍内閣がどうするかわからないですけども、仮に国が今までどおり災害免除を続けるとしたときに、町はどのようふうに対応しますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 国のほうでの財源措置がどの割合になるかということが一

番重要ではないかと思えます。10分の10手当てしていただけるのであれば、町国保会計十分持ちこたえられますが、その分を町会計のほうから負担を求められるとなると、今現在、財政調整基金3億円という中では大変厳しいものと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第112号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第20、議案第112号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第112号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,008万9,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ16億8,889万8,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費148万9,000円の増額でございますけれども、これにつきましては、人事異動に伴いますところの人件費の調整分が主なものでございます。

次に、5款1項1目下水道施設災害復旧費の860万円の増額でございますが、右側の説明にもございますが、工事請負費の関係でございますして、荒浜の雨水ポンプ場災害復旧附帯工事等でございますして、ただいま災害復旧工事でもって補助事業でもって取り組んでございますけれども、その補助事業以外の分の工事費というふうなことで計上させていただいております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきます。

4款1項1目一般会計繰入金1,008万9,000円でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第113号 平成24年度亘理町介護保険特別会計補正
予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第113号 平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第113号 平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,737万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億899万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので12ページ、13ページをお開き願います。

まず、1款1項1目一般管理費418万1,000円の減額でございますが、これにつきましては、人事異動に伴う人件費関係の減額と、あわせまして13節委託料95万円につきましては、厚生労働省の介護認定ソフトの改修行われますので、それに伴いまして本町のシステム改修が必要となることから、その費用として増額補正するものでございます。

次に、2款1項1目居宅介護サービス給付費及び2目の施設介護サービス給付費につきましては、震災の被災者の1割利用負担免除を平成24年度も引き続き実施していることから、それとまた、サービスの利用者の増によりまして給付費がふえているという状況から、これまでの実績を踏まえそれぞれ精査をいたしまして1億7,000万円と7,750万円を増額補正するものでございます。

3目居宅介護サービス計画給付費570万円と、次の3項1目審査支払手数料41万4,000円、そしてその下の6項1目特定入所者介護サービス費1,700万円につきましても、サービス利用の増等により増額補正するものでございます。

4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費61万4,000円につきましては人件費の関係でございますが、昇格等により増額補正するものでございます。

次のページに行きますけれども、6款3項1目返還金につきましては、平成23年度の災害臨時特例補助金の関係で確定が返還分32万3,000円生じたので、返還

のための増額補正でございます。

それでは、歳入のほうに戻りまして、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目介護給付費負担金5,024万7,000円とその下の2項1目調整交付金1,353万円、それから4款1項1目介護給付費7,847万8,000円、それと次のページの、失礼しました8ページのままでございますが、5款1項1目介護給付費負担金3,770万円、さらに、10ページの8款1項1目介護給付費繰入金3,382万6,000円の増額につきましては、いずれも歳出において2款の保険給付費の増に伴いまして、それぞれの負担割合に応じ補正するものでございます。

また戻りまして、ちょっと申しわけないんですが、8ページ中段、3款2項3目地域支援事業交付金24万2,000円、それから、また次のページに行ったり来たりで申しわけなんですが、10ページ上段の県補助金の同交付金12万1,000円、それからその下、中段の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金同じく12万1,000円、これにつきましては、歳出で説明しましたように、介護予防ケアマネジメント事業費61万4,000円をそれぞれの負担割合で増額補正をするものでございます。

それから、その下の8款1項4目事務費繰入金の補正につきましては、一般管理費の減で職員の人件費でございますけれども、そうした分等で同額の418万1,000円を減額するものでございます。

最後に、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出に対しまして不足する歳入分の財源ということで5,728万5,000円を増額補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 平成24年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第114号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第22、議案第114号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第114号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ218万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億79万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費1項1目一般管理費218万7,000円の減額でございますが、4月の人事異動に伴う一般管理費、給料等々の減額でございます。

続いて歳入をご説明申し上げます。前のページを見ていただきたいと思います。

3款繰入金1項1目事務費繰入金218万7,000円を減額するもので、歳出で減額した分一般会計からの繰り入れも減額するものでございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号 平成24年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第115号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第115号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第115号 平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,499万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、最後のページになります、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。1款1項1目工業用地等造成事業費178万5,000円の追加でございますが、内容につきましては、まず需用費の印刷製本費でございしますが、これにつきましてはパンフレット2,000部を新たにPR用に作成をしたいというふうに考えてございます。次に12節の役務費でございしますが、これにつきましては企業信用調査会社、データバンクでございしますが、今までは1社、何か調べた

い会社についてその情報の提供をいただくというふうなことで活用してはいたしましたが、今回新たなサービスで、こちらのほうで条件をつけましてお願いをしますと、それに合致した会社を選出して情報の提供がいただけるというふうなサービスが始まったという形で、今回活用したいというふうなことの補正でございます。現時点でその条件等に考えておりますのは、宮城県への進出を3年以内に計画している事業所、それから売り上げ10億円以上、そしてこれの業種につきましては製造業、卸売、小売、運輸等、これについてはもう少し詰めたと思いますけれども、そういったことを条件をつけまして100社程度の情報の提供を得たいというふうなことの補正でございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

前のページ、8ページをお開きいただきたいと思いますが、1款1項1目一般会計繰入金というようなことで、歳出におきまして178万5,000円増額を補正するものでございますが、これの原資につきましては、復興交付金を活用しました効果促進事業の市街地復興効果促進事業というふうな事業を活用したいというふうに考えているものでございます。

以上で説明を終わりとします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページですね。町長の提案理由にもありましたけれども、具体的に述べたとおりですけれども、企業誘致をする時にプロモーション活動を行うというふうに伺っていますけれども、具体的にもう少し詳しく述べてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、定例で実施しておりますのが年2回でございますが、名古屋それから東京、その2カ所を会場に県内の市町村ほとんどが参加しているわけでございますけれども、数百社集まったところで直接の営業活動といいますか誘致活動を実施するというふうなことと、あとは個別に直接それぞれの事業所のほうに誘致活動に行くと。それについては、いろんな情報が入ったときの場合もございますし、直接事業所のほうから説明に来たいというふうな話を受けた場合等々いろいろありますけれども、いろんな情報を活用しまして直接訪問してPRに努めるというような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点で、今、先ほど説明がありましたけれども、信用調査会社1社を利用しているのだと言いますけれども、今の信用調査会社帝国データバンクが有名なんですけれども。東京商工リサーチとかですね、今現在、提供を受けているもう一つの信用調査会社はどこですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） データバンクでございます。その先ほど1社と言いましたのは、1社から得ているということではなくて、今までの情報の得方が1社、会社ごとに指定をして、その情報を得ていたというふうな内容でございます。

16番（鞠子幸則君） わかりました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今データバンクからの提供を県内への3年以内の進出企業これを抽出、10億円売り上げとか、そうした場合、亘理町の受け入れ態勢として、中央工業団地があのような状況で3年以内にそういう企業が手を挙げて来た。そうした場合どのような対応をなさるつもりでいるんですか、見つかったら。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まずもってどのぐらいの企業が来ていただけるかというのがあるんですけども、以前の一般質問でも町長のほうが答弁したと思うんですけども、分割も視野に入れて今後誘致をしていこうというようなところもございまして、当然全てが埋まっているわけではございませんので、そういったところをまず分割で申請していただくというようなこともございまして、あるいは一括でもし購入していただけるような企業が来たというふうな場合につきましても、今から造成それからの工事につきましても、全面を一括で工事というようなことではなくて徐々に工事が始まると思いますので、そちらのほうでの日程調整等々も含めて考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ありがたい話であれば一括でドーンと来た場合これは大変だな、町のほうではね。単純に来た、買った、ここに工場を建てたいと来たならば、今は参るわね、今の状況では。仮設の団地は建っているし、造成の状況もままならないし、対応できる面積というのはどのぐらい見ているかわかりませんが、あの32の

うちね。そうした場合、ある程度のこういう調査をするのであれば、32のうちの何区画、何分の1かに分割してね、細く言うと、亘理町で用意しています、そのような情報で提供すると、ああ、ここの32のうちの5ヘクタールは、このデータバンクのほうで3年以内に進出する企業が絞れると。そういう大ざっぱなところの抽出の仕方じゃなくて、可能なら、3年以内という区切っているのであれば、それに見合った土地の提供の条件というのをつけてやったらいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） お聞きのように、そのような形でしたいと思っていました。

そして、現在その対応できる面積というのが、除いた部分、約20ヘクタールについて対応可能でございますので、その辺を情報提供しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

よって、議案第115号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号 平成24年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第116号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第116号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算

(第2号)の件を議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(安細隆之君) 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(作間行雄君) それでは、議案第116号 平成24年度互理町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、営業収益の増加及び人件費の調整等に係るものが主なものでございます。

第1条、平成24年度互理町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項営業収益。既決予定額7億483万6,000円に6,617万8,000円を追加し、7億7,101万4,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外収益。既決予定額2,565万7,000円に2,239万円を追加し、4,804万7,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額7億2,241万7,000円から1,041万5,000円を減額し、7億1,200万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第2項工事負担金。既決予定額3,200万円から1,100万円を減額し、2,100万円とするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額2億3,355万1,000円から984万6,000円を減額し、2億2,370万5,000円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入1款1項1目給水収益の6,230万円の追加補正につきましては、災害廃棄物焼却施設等によります使用料の増によるものでございます。

1款1項2目受託工事収益の239万円の追加補正につきましては、受託工事費の組み替えによるものでございます。

1款1項3目その他営業収益の148万8,000円の追加補正につきましては、新築

住宅建築の増加に伴いますところの設計検査手数料の増等でございます。

1 款 2 項 1 目受取利息及び配当金の 9 万円の追加補正につきましては、預金利息の増によるものでございます。

1 款 2 項 2 目加入金の 2,230 万円の追加補正につきましては、新築住宅建築の増加に伴いますところの加入金の増でございます。

収益的支出 1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の 512 万 8,000 円の減額及び 1 款 1 項 2 目配水及び給水費の 168 万 8,000 円の減額につきましては、人事異動に伴いますところの減額及び浄水修理費の増によるもので相殺して減額となるものでございます。

1 款 1 項 3 目受託工事費の 239 万 1,000 円の追加補正につきましては、受託工事の組み替えによるものでございます。

次ページになりますが、1 款 1 項 4 目総係費の 599 万円の減額につきましても、人事異動に伴いますところの減額でございます。

次に、6 ページ、7 ページに参りまして、資本的収入 1 款 2 項 1 目工事負担金の 1,100 万円の減額につきましては、受託工事負担金の確定によるものでございます。

資本的支出 1 款 1 項 2 目拡張事業費の 3 万 5,000 円の追加補正につきましては、人件費の調整によるものでございます。

1 款 1 項 3 目改良事業費の 988 万 1,000 円の減額につきましては、受託工事費の確定によるものが主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 116 号 平成 24 年度亘理町水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号 平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案書の最後のページになりますけれども、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、亘理町逢隈鹿島字弥陀内48番地3。氏名、八鍬紀子。生年月日、昭和17年3月10日生まれ。

八鍬さんは、平成16年の4月から人権擁護委員に就任され3期9年ということで、任期が来年の3月31日に満了するために引き続き人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

66ページに、最終的な経歴書、学歴、職歴、そして公職といたしまして、先ほど申し上げました平成16年4月から就任しておるということで、よろしくお願ひいたしましてご説明といたします。

議長（安細隆之君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略をいたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第26 議発第2号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例

日程第27 議発第3号 亶理町議会会議規則の全部を改正する規則

日程第28 議発第4号 亶理町議会委員会条例の全部を改正する条例

（以上3件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第26、議発第2号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例から日程第28、議発第4号 亶理町議会委員会条例の全部を改正する条例の以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議発第2号から議発第4号について提出者の趣旨説明を求めます。鞠子幸則議員登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） それでは、説明いたします。

初めに、議発第2号について。

議発第2号

平成24年12月19日

亶理町議会議長 安細隆之殿

提出者 亶理町議会議員鞠子幸則、賛成者 亶理町議会議員高野孝一、同じく熊田芳子、同じく小野一雄、同じく鈴木高行、同じく佐藤アヤ。

亙理町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亙理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、関係条項等の整理並びに一部内容見直しによる改正であります。

1ページをごらんください。

亙理町議会基本条例の一部を改正する条例

亙理町議会基本条例の一部を次のように改正する。

改正点については、2ページの新旧対照表によって説明いたします。

2ページをごらんください。

第6条、町長等と議会並びに議員の関係。第2項「質疑応答は、一問一答方式を原則とする」とあるものを、現行のとおり「一問一答方式」は、「一般質問」と明確にするものです。今現在、一問一答方式は一般質問で行っているもので、それを明確にするものであります。

次に、第11条第2項、これは常任委員会の所管事務調査を規定しているものであります。

同じく第15条第2項、これは委員会の議案提出であります。ここでは議員定数改正条例の提出のことを意味しております。

同じく第18条第1項、議会図書館に関する事項については、それぞれ地方自治法改正により引用条項の改正を行うものであります。

1ページに、戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項、第15条第2項、第18条第1項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行するものであります。

次に、議発第3号についてご説明いたします。

議発第3号

年月日、提出者、賛成者、議発第2号と同じであります。

亙理町議会会議規則の全部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亙理町議会会議規則第13条

第1項の規定により提出いたします。

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、関係条項等の整理並びに一部内容見直しによる改正であります。

今回の議会会議規則の改正については、地方自治法の一部改正に合わせて標準町村議会会議規則と照合し、字句、文言等の整理を行い、広範囲に及ぶことから規則の全部を改正いたします。

全般的な字句、文言の改正については、新旧対照表を参考にいただき、主な改正内容を説明いたします。

地方自治法の改正により、委員会において規定されていた公聴会参考人制度が本会議においても制度化され導入されるようになったことから、第14章公聴会から第15章参考人第122条までは、関連条項を規定しています。

また、第8条第1項が会議時間を午前10時から午後4時となっておりますが、午後5時までと改正するものであります。

さらに、議会基本条例第6条第3項に規定されている反問について、第64条に、反問として反問時点の許可方法について新たに規定するものであります。

17ページの下段をごらんください。

附則、今回のこの会議規則改定にかかわる地方自治法の引用条項は、本年9月に施行済みとなっていることから、この規則は公布の日から施行するものであります。

次に、最後になりますけれども、議発第4号について説明いたします。

議発第4号

年月日、提出者、賛成者は、議発第2号と同じであります。

亘理町議会委員会条例の全部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亘理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものであります。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、法律で定められていた委員会に関する規定を条例に委任されることから、関係条項等の整理並びに所要の改正を行うものであります。

今回の委員会条例の改正については、会議規則と同様に、地方自治法の改正と合わせ標準町村議会委員会条例と照合し、全般的にわたる字句、文言等の整理を行い、条例全部を改正するものであります。

全般的な字句、文言の改正については、新旧対照表を参考にいただき、主な改正を説明いたします。

1番大きな改正としては、法改正により委員会の設置、選任等々に関する規定が条例で定めることになることから、現在、議会等々各項に対する規定により設置している議会広報調査特別委員会を条例化する必要があり、新旧対照表13ページをごらんください。

別表第2のとおり、議会広報発行に関する特別委員会ではなく、議会広報常任委員会を新たに設置し、常任委員会は3から4にふやす改正となります。

また、新旧対照表第8ページをごらんください。

第4条に常任委員の選任の起算。第5条及び第6条にそれぞれ議会運営委員会、特別委員会の設置を順に並べ、対応を行うものであります。

次に、9ページをごらんください。

第7条では、第1項、こうして項から出された項目である「議員は、少なくとも一の常任委員になるものとする」を、常任委員会の重複所属を可能にする規定をつけるものであります。

また、第3項では、従来は、任期満了後の定例会において次期の委員選任を行っていましたが、任期満了後新たな委員が即座に活動できるよう、任期満了前70日、私どもの任期は11月なので9月定例会中に選任できるように定めるものであります。

7ページに戻ってください。

委員会条例改正に対する法の施行期日は本年の9月5日公布後6カ月以内の政令で定める日となっていることから、附則第1条、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行するものであります。

第2条、この条例施行の際、互理町議会広報発行に関する規定に定める現互理町議会広報調査特別委員に在任する者は、議会広報常任委員になったものと見な

すというものであります。

以上で説明を終わりますので、ぜひ可決いただくようお願いします。以上です。

議長（安細隆之君） 趣旨説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議発第2号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 亶理町議会基本条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議発第3号 亶理町議会会議規則の全部を改正する規則の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 亶理町議会会議規則の全部を改正する規則の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 亶理町議会会議規則の全部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号 亶理町議会委員会条例の全部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第4号 亙理町議会委員会条例の全部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 亙理町議会委員会条例の全部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第29 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 各常任委員会、議会運営委員会、並びに議会広報調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

日程第30 委員会の閉会中の継続審査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第30、委員会の閉会中の継続審査申し出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 総務常任委員会から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年12月第15回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時35分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 高野孝一

署名議員 熊田芳子